

〔審議事項〕 第 2 号議案 常勤理事の報酬等決定の件

理事報酬等に関する定款規定に基づき、具体的な支給基準を定める必要があるため、次のとおり規程を提案する。

常勤理事報酬規程（案）

（目的）

第 1 条 この規程は、一般社団法人長野法人会（以下、「本会」という。）定款第 28 条の規定に基づき、常勤理事に対する報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（法令との関係）

第 2 条 本会の常勤理事報酬の総額については総会で決定し、常勤理事の総報酬額を明確にする。

2. 報酬額については前項により決定された総報酬額内にて、会長が各常勤理事の報酬を毎年決定する。

（総報酬額）

第 3 条 総報酬額については別表のとおり定める。

（改廃）

第 4 条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、令和 5 年 6 月 1 2 日から施行する。

（別表）

常勤理事の総報酬額	年 5, 0 0 0 千円以内
-----------	-----------------

定款

（役員報酬等）

第 28 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。